新福介　第５０３号

令和２年６月２３日

指定居宅介護支援事業所　管理者　様

指定介護予防支援事業所　管理者　様

新居浜市福祉部介護福祉課

課　長　　久枝　庄三

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議・モニタリング等の対

応方針について（通知）

日頃より、本市の介護保険行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和２年２月２８日付け通知にて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議等への対応方針についてお知らせしておりますが、愛媛県下が令和２年６月１９日をもって「感染警戒期」から「感染縮小期」に移行したことを機に、７月以降につきましては、サービス担当者会議等の対応方針をつぎのとおりとします。

　なお、引き続き手指消毒やマスクの着用等の基本的な感染症対策に十分配慮をお願いいたします。

１．サービス担当者会議の開催やモニタリングについて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「やむを得ない理由がある場合」において、担当者に対する照会や面接等に代わる方法をとる等、柔軟な対応を可能とします。

２．やむを得ない理由例は以下のものがあります。

　・新型コロナウイルス感染症の感染防止を理由として、利用者や家族から断られた場合

　・必ずしも訪問が必要ではないと思われる方に対し、感染防止のために訪問を避けることが望ましいと事業所が判断した場合

３．この柔軟な対応は、あくまでやむを得ない個々の事情によるものであり、個々の事情により判断してください。代替の方法（文書、電話又はメール等）による場合には、利用者の心身の状況把握に努め、経緯、判断した理由、結果等を記録に残してください。

【事務担当】

新居浜市福祉部介護福祉課事業所指導係

TEL：0897-65-1241